

令和7年度高齢者の運転免許自主返納促進に向けた実証実験
「徳島県運転免許自主返納促進協力団体」公募要項

令和7年度高齢者の運転免許自主返納促進に向けた実証実験実施要領に基づき、次のとおり、「徳島県運転免許自主返納促進協力団体」への認定を希望する団体等を公募する。

1 公募対象

- 次に掲げる要件を全て満たし、かつ、徳島県及び徳島県警察と連携の上、運転に不安を感じる高齢者の運転免許自主返納制度の普及啓発に御協力いただける団体等
- (1) 県内に住所を置き、県下全域に個人会員（役職員は除く。）を有する民間の団体等であること
 - (2) 団体等の主たる活動目的が交通安全に関するものではないこと
 - (3) 団体等の個人会員により、県下の地域の高齢者やその家族等に対し、運転免許自主返納制度に関する普及啓発を行うことが可能であると認められること

2 公募期間

令和6年12月13日（金）から同月20日（金）まで

3 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

- ア 「徳島県運転免許自主返納促進協力団体」認定申請書（様式）
- イ 団体等の定款、会則等
- ウ 令和5年度事業報告書及び決算書
- エ 令和6年度事業計画書及び予算書

(2) 提出期限等

- ・提出期限 令和6年12月20日（金）午後5時必着
- ・提出方法 メール、郵送又は持参
- ・提出先 徳島県危機管理部
消費者政策課 くらし安全担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2287 ファクシミリ 088-621-2979
電子メール shohishaseisakuka@pref.tokushima.jp
- ・その他 申請を希望する場合は、事前に県消費者政策課まで連絡すること

4 協力団体への認定

認定申請書の提出があった場合、別途設置する認定審査会において、審査基準（別表）に基づき審査の上、協力団体として適当であると認められたときは、協力団体として認定する。

5 認定期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

6 その他

- （1）協力団体に認定された場合、県制作の「高齢者運転免許自主返納者優遇店ガイドブック」掲載の優遇サービス（ただし、サービス提供事業者の同意を得られたサービスに限る）を、認定期間中、協力団体会員も受けることができるものとする。
- （2）優遇サービスを受ける際に必要となる、協力団体会員であることを示すもの（会員証等）については、協力団体において用意するものとする。また、その他優遇サービスを受けるに当たり準備等が必要な事項については、県と協力団体が協議の上、決定する。

（別表）審査基準

1	認定の要件を全て満たしているか
2	実施計画案は妥当かつ有効であると認められるか
3	実証実験の実施に当たり、想定される支障はないか